【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年6月30日

【会社名】 日本山村硝子株式会社

【英訳名】 Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 山村 昇

【本店の所在の場所】 兵庫県尼崎市西向島町15番1

【電話番号】 (06)4300-6000(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 三室 達矢

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階

(東京本社)

【電話番号】 (03)3349-7200(代表) 【事務連絡者氏名】 総務部長 三室 達矢

【縦覧に供する場所】 日本山村硝子株式会社 東京本社

(東京都新宿区西新宿6丁目14番1号 新宿グリーンタワービル20階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当社第96期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金105円 総額1,123,465,770円

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、山村幸治、山村昇、小林史吉、明神裕および田口智之を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、佐貫正義、高坂佳郁子、泉豊禄および近谷逸郎を選任する。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬を、これまでの取締役賞与に代わるものとして業績連動報酬を加え、基本報酬月額、株価連動型報酬および業績連動報酬で構成するものとし、これらを合計した報酬額について、年額200百万円以内へ変更する。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内へ変更する。

<株主提案(第6号議案)>

第6号議案 継続的な価格適正化の検討委員会の設置に関する定款の一部変更

定款に、担当取締役及び社外取締役をメンバーとして、外部アドバイザーの知見も活用しつつ、販売価格の見直し・引き上げによる、事業収益力の向上を図るための検討委員会を設置する旨の規定を追加する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第5号議案まで)>

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛 成割合(%) |
|--------|--------|-------|-------|------|--------------------|
| 第1号議案 | 70,726 | 743 | - | (注)1 | 可決 (98.96) |
| 第2号議案 | | | | | |
| 山村 幸治 | 70,399 | 1,070 | - | (注)2 | 可決 (98.50) |
| 山村 昇 | 70,529 | 940 | - | | 可決 (98.68) |
| 小林 史吉 | 70,574 | 895 | - | | 可決 (98.75) |
| 明神裕 | 70,377 | 1,092 | - | | 可決 (98.47) |
| 田口智之 | 70,573 | 896 | - | | 可決 (98.75) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 佐貫 正義 | 70,550 | 919 | - | (注)2 | 可決 (98.71) |
| 高坂 佳郁子 | 70,505 | 964 | - | | 可決 (98.65) |
| 泉豊禄 | 70,532 | 937 | - | | 可決 (98.69) |
| 近谷 逸郎 | 70,536 | 933 | - | | 可決 (98.69) |
| 第4号議案 | 70,291 | 1,178 | 1 | (注)1 | 可決 (98.35) |
| 第5号議案 | 69,851 | 1,618 | - | (注)1 | 可決 (97.74) |

<株主提案(第6号議案)>

| | • / | | | | |
|-------|--------|--------|---|------|------------|
| 第6号議案 | 18,020 | 53,449 | - | (注)3 | 否決 (25.21) |

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から、各議案の賛否に関して確認できた議決権の 集計により、決議事項の可決または否決が明らかになり、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席 の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上